



軽自動車税の税制改正により、税率が改正されます

●問い合わせ先
税務課 (☎ 82-1125)

軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車等の所有者に1年分が課税されます。

■原動機付自転車、小型特殊自動車および二輪車

種別		年税額	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業車	1,600円	2,400円
	その他(フォークリフト等)	4,700円	5,900円
二輪の軽自動車	250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円

■軽自動車

種別			年税額		
			最初の新規検査が平成27年3月以前	最初の新規検査が平成27年4月以降	最初の新規検査を受けてから13年を経過(重課)
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※最初の新規検査とは、自動車検査証に記載されている「初年度検査年月」のことです。
※「初年度検査年月」が平成14年12月以前の車両が、平成28年度から重課となります。

■最初の新規検査が平成27年4月以降の軽自動車のうち、環境負荷の小さい車両などのグリーン化特例(軽課)

種別			年税額(平成28年度分のみ)		
			①概ね75%軽減	②概ね50%軽減	③概ね25%軽減
三輪			1,000円	2,000円	3,000円
四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円

①電気自動車、天然ガス自動車(平成21年排出ガス10%低減)
 ②乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費達成基準+20%達成車
 貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費達成基準+35%達成車
 ③乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費達成基準達成車
 貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費達成基準+15%達成車
 ※②③については、ガソリン車に限り適用されます。
 ※排出ガス基準や燃費達成基準は、自動車検査証の備考欄に記載されています。